

GET ビジネス学習館  
2013 行政書士講座

第2回 商法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で複製、複写その他の方法で記録されると、著作権等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

## 9 出資単位の調整

### けんちゃんのまとめ

<株式の併合・株式の分割・株式無償割当て>

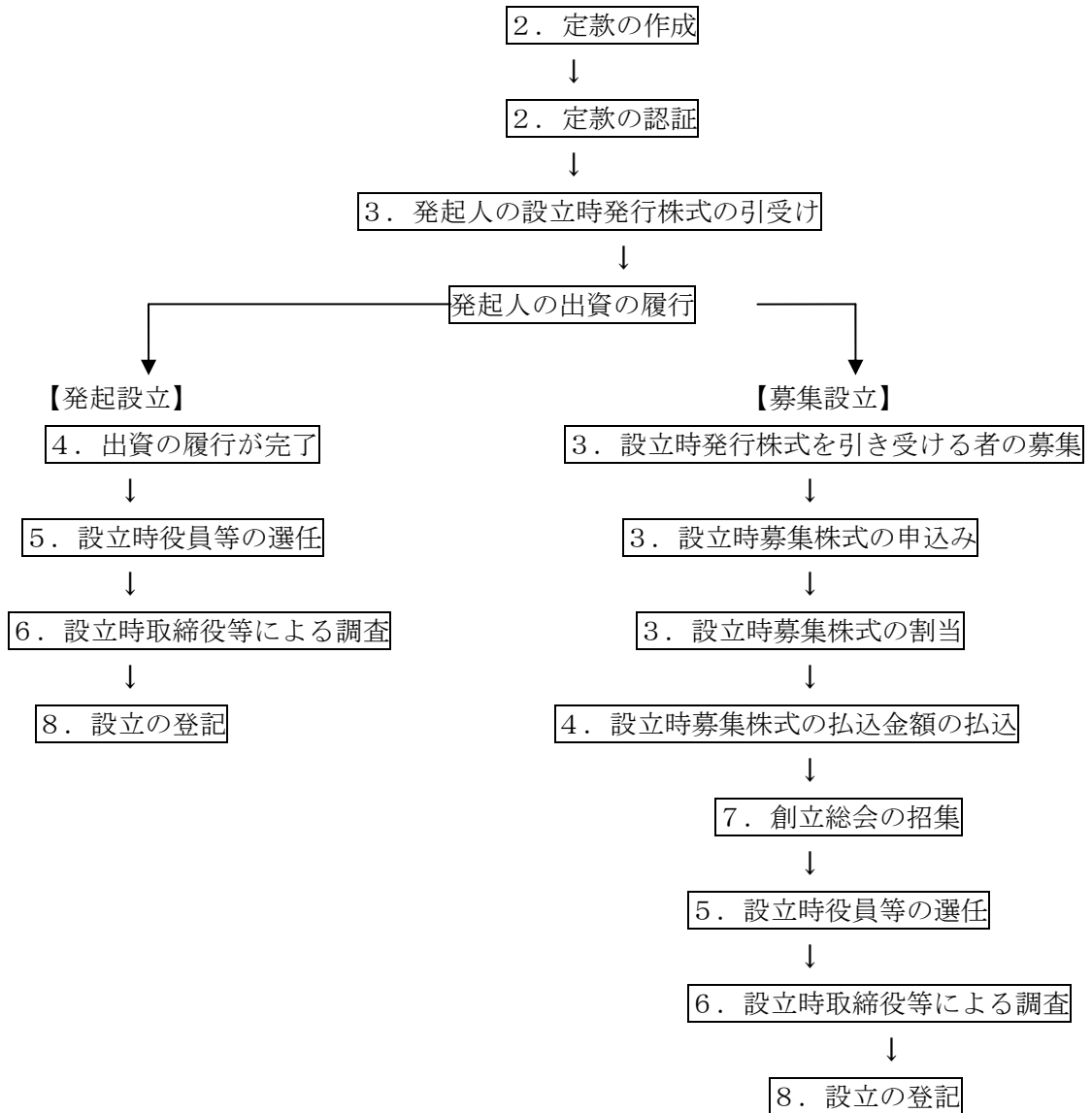
	株式の併合	株式の分割	株式無償割当て
決議機 関・ 決議要 件	株主総会の特別決議	株主総会の普通決議 (取締役会設置会社にあつては取締役会の決議)	株主総会の普通決議 (取締役会設置会社にあつては取締役会の決議) ※いずれの場合も定款で別段の定め可
株主に 対する 通知・公 告	株式の併合の効力を生じるの2週間前までに株主又は種類株主及び登録株式質権者に通知するか、公告をもって通知に代える		株式無償割当ての効力が生じた日後遅滞なく、株主又は種類株主及び登録株式質権者に通知する

## 第3章 設立

### 2 設立手続の概要

#### けんちゃんのまとめ

株式会社の設立手続きは概ね次のようになっている



### 3. 株式発行事項の決定と株式の引受け

#### (1) 株式発行事項の決定

「設立に際して出資される財産の価額又はその最低額」とは、会社設立後の資本金に相当するものです。定款には

第〇△条（設立に際して出資される財産及びその最低額）

当会社の設立に際して出資される財産の全額を資本金とし、その最低額は金300万円、1株の払込金額は5万円とする。と記載する。

#### (2) 株式の引受け

発起設立 → 全株式を発起人が引き受ける

募集設立 → 一部（1株以上）を発起人が引き受ける

すなわち、発起人は、発起設立又は募集設立のいずれの方法による場合でも、設立時発行株式を必ず1株以上引受けなければならないこととなる。

#### (3) 意思表示の瑕疵についての特例

発 起 設 立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 心裡留保の規程は適用しない</li> <li>○ 虚偽表示の規程は適用しない</li> <li>○ 設立登記後は、錯誤の規程は適用しない</li> <li>○ 設立登記後は、詐欺の規程は適用しない</li> <li>○ 設立登記後は、強迫の規程は適用しない</li> </ul>
募 集 設 立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 心裡留保の規程は適用しない</li> <li>○ 虚偽表示の規程は適用しない</li> <li>○ 創立総会後又は設立登記後は、錯誤の規程は適用しない</li> <li>○ 創立総会後又は設立登記後は、詐欺の規程は適用しない</li> <li>○ 創立総会後又は設立登記後は、強迫の規程は適用しない</li> </ul>

#### けんちゃんの参考資料 〈民法復習〉

心裡留 保	原 則	有効
	例 外	相手方が悪意・有過失の時は無効
虚偽表 示	原 則	無効
	例 外	善意の第三者に対しては無効主張できない
錯 誤	原 則	要素の錯誤なら無効
	例 外	表意者に重過失あった時は無効主張できない
詐 欺	原 則	取消することができる
	例 外	第三者による詐欺の場合には、意思表示の相手方が悪意の時に限り取消 すことできる
強 迫		取消することができる

## 4. 出資の履行

発起人は

発起設立 → 遅滞なく

募集設立 → 期間内に

全額の払込みをしなあかん

## 5. 設立時役員等の選任

発起設立・・・設立時取締役は定款で定める

又は

発起人が、その議決権の過半数で設立時取締役を選任する

募集設立・・・創立総会で設立時取締役を選任する

## 7. 創立総会

### (5) その他

#### けんちゃんのまとめ

##### 【過去問対策 1】

(97条)：創立総会において、第28条各号に掲げる事項（変態設立事項）を変更する定款の変更の決議をした場合には、当該創立総会においてその変更に対抗した設立時株主は、当該決議後2週間以内に限り、その設立時発行株式の引受けに係る意思表示を取り消すことができる。

とあるが、この規定は、会社成立後の「株式買取請求（116条）（テキスト P14）」に代わるものである。

したがって、創立総会の決議後2週間内に限って株式の引き受けを取り消すことができるのであって、「会社成立後において、当該株式の買取りを請求することができる。」わけではない。事に注意。

##### 【過去問対策 2】

(425条)：役員等の会社に対する任務懈怠責任は、当該役員等が職務を行うにつき「善意でかつ重大な過失がない」ときは、賠償責任額を株主総会の特別決議で免除することができる。

とあるが、創立総会の決議に関する条文には、「発起人、設立時取締役または設立時監査役が会社の設立にあたり任務を怠り、会社に損害を生じさせた場合の責任（会社法第53条）」の免除を決議できる旨の規定はない。

したがって、当該責任は、創立総会決議で免除することはできない。

なお、当該責任は、総株主の同意があれば免除することができる（会社法第55条）。

## 4 変態設立事項

### 1. 意義

変態設立事項とは、次の4つの事項のことをいいます。

- 1 現物出資
- 2 財産引受

(株式会社の設立に際して発起人が、会社の成立を条件として会社が特定の財産を譲り受ける旨の契約を結ぶこと。)

- 3 発起人が受ける報酬や特別の利益
- 4 設立費用

これらの事項は、定款に記載または記録しておかなければ効力がない。

変態設立事項の種類や内容によっては、裁判所が選任した検査役の調査が必要となります。

### 3. 各種事項が変態設立事項とされる理由

#### けんちゃんの用語チェック

〈現物出資・財産引受け〉

Aは甲株式会社設立に際して100万円の現金を出資して、100株の設立時発行株式(1株1万円)を引き受ける一方、会社成立後、A所有の自動車(50万円の価値)を甲株式会社に譲渡し、甲株式会社はその対価として100万円をAに支払う。と考えてください。

Aは100万円の金銭を出資していますから、現物出資ではありません。また、A所有の自動車を100万円で甲株式会社に売却するのですから、現物出資ではなく売買という取引行為です。

しかし、経済的効果に着目すれば、50万円の価値の自動車を現物出資して、100株の設立時発行株式を取得するのと変わりありません。このように財産引受は取引行為ですが、現物出資と同様の危険性があるので、財産引受も現物出資と同様に規制されているのです。

## 6 設立関係者の責任

### 1. 会社が成立した場合

#### (1) 発起人・設立時取締役・同監査役の責任

#### けんちゃんのまとめ

【過去問対策】

「発起人、設立時取締役または設立時監査役が会社の設立にあたり任務を怠り、会社に損害を生じさせた場合の責任(53条)」は、総株主の同意があれば免除することができる(55条)。

なお、この責任は、創立総会決議で免除することはできない(73条)事に注意してね

**けんちゃんのまとめ**

**【設立関係者の責任】**

	責任を負う者	発起設立	募集設立
①現物出資・財産引受 における不足額填補 責任	発起人・設立時取締役	過失責任 但し、無過失につき立 証責任有り。※1 ※ 2	無過失責任 ※1
	現物出資者 ・財産引受における譲 渡人	無過失責任	
	価格の相当性の証明 者 (弁護士など)	過失責任 但し、無過失につき立証責任有り。	
②会社に対する任務懈 怠	発起人・設立時取締役 ・設立時監査役	※2	
③第三者に対する損害 賠償責任	発起人・設立時取締役 ・設立時監査役	悪意又は重過失があるときに限る	
④疑似発起人の責任	募集広告その他にお いて自己の氏名等と 会社の設立を賛助す る旨の記載を承諾し た者	①～③と⑤の責任を 負う	
⑤会社不成立	発起人	無過失責任	

※1 裁判所の選定にかかる検査役の調査を経た場合、免責される

※2 総株主の同意がなければ免責されない（55条）